

大川広域行政組合個人情報保護規則

〔 令和 5年 3月30日
規 則 第 5 号 〕

大川広域行政組合個人情報保護条例施行規則（平成18年大川広域行政組合規則第5号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）の施行に関して、必要な事項を定めるものとする。

（保有個人情報開示請求書）

第2条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（様式第1号）によるものとする。

（保有個人情報開示請求書に係る委任状）

第3条 政令第22条第3項の委任状は、保有個人情報開示請求に係る委任状（様式第2号）によるものとする。

（保有個人情報開示決定通知書等）

第4条 法第82条第1項による通知は、保有個人情報開示決定通知書（様式第3号）によるものとする。

2 法第82条第2項による通知は、保有個人情報不開示決定通知書（様式第4号）によるものとする。

（保有個人情報開示決定等期間延長通知書）

第5条 法第83条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第5号）によるものとする。

（保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書）

第6条 法第84条の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第6号）によるものとする。

（保有個人情報開示請求事案移送通知書）

第7条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示請求事案移送通知書（様式第7号）によるものとする。

（保有個人情報の開示に係る意見照会書等）

第8条 法第86条第1項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第1項用）（様式第8号）によるものとする。

2 法第86条第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第2項用）（様式第9号）によるものとする。

3 法第86条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示に係る意見書（様式第10号）によるものとする。

4 法第86条第3項（法第107条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知は、保有個人情報の開示決定に係る通知書（様式第11号）により行うものとする。
（開示の実施等）

第9条 法第87条第1項に規定する閲覧又は写しの交付及び電磁的記録の開示に係る行政機関等が定める方法は、別表のとおりとする。

2 法第87条第1項の規定により写しの交付を行うときの交付部数は、1件の開示請求につき1部とする。
（保有個人情報開示実施方法等申出書）

第10条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報開示実施方法等申出書（様式第12号）により行うものとする。
（写しの送付に要する費用の納付の方法）

第11条 政令第28条第4項の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法その他管理者が適当と認める方法とする。
（保有個人情報訂正請求書）

第12条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第13号）によるものとする。
（保有個人情報訂正請求に係る委任状）

第13条 政令第29条において読み替えて準用する政令第22条第3項の規定により代理人が訂正請求をする場合に提示し、又は提出する委任状は、保有個人情報訂正請求に係る委任状（様式第14号）によるものとする。
（保有個人情報訂正決定通知書等）

第14条 法第93条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書（様式第15号）により行うものとする。
2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書（様式第16号）により行うものとする。
（保有個人情報訂正決定等期間延長通知書）

第15条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第17号）により行うものとする。
（保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書）

第16条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第18号）により行うものとする。
（保有個人情報訂正請求事案移送通知書）

第17条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報訂正請求事案移送通知書（様式第19号）により行うものとする。
（保有個人情報訂正通知書）

第18条 法第97条の規定による通知は、保有個人情報訂正通知書（様式第20号）により行うものとする。
（保有個人情報利用停止請求書）

第19条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第21号）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止請求に係る委任状）

第20条 政令第29条において読み替えて準用する政令第22条第3項の規定により代理人が利用停止請求をする場合に提示し、又は提出する委任状は、保有個人情報利用停止請求に係る委任状（様式第22号）によるものとする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第21条 法第101条第1項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書（様式第23号）により行うものとする。

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不停止決定通知書（様式第24号）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書）

第22条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第25号）により行うものとする。

（保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書）

第23条 法第103条の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第26号）により行うものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

行政文書の種別	開示の実施の方法
1 文書又は図面	(1) 閲覧
	(2) 複写機により用紙に複写したものの交付（(3)に掲げる方法に該当するものを除く。）
	(3) 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付
	(4) スキャナにより読み取ってできた電磁式記録を光ディスクに複写したものの交付
2 紙その他これに類するものに印字し、又は印刷する方法により出力することができる電磁的記録	(1) 用紙に出力したものの閲覧又は交付
	(2) 光ディスクに複写したものの交付
3 2の項に掲げるもの以外の電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるものに限る。）	(1) 閲覧
	(2) 光ディスクに複写したものの交付

様式第1号（第2条関係）

保有個人情報開示請求書

年 月 日

大川広域行政組合管理者 殿
(大川広域消防本部消防長 殿)

(ふりがな)

氏名 _____
住所又は居所
〒 _____ TEL (_____)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

閲覧又は視聴 写しの交付（用紙） 写しの交付（光ディスク等）
 その他（ _____ ）

<実施の希望日> _____ 年 _____ 月 _____ 日

イ 写しの送付を希望する。（ 用紙 光ディスク等 ）

3 本人確認等

ア 開示請求者 本人 法定代理人 任意代理人

イ 請求者本人確認書類

運転免許証 健康保険被保険者証
 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他（ _____ ）
 ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合のみ記載してください。）

(ア) 本人の状況 未成年者（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生） 成年被後見人
 任意代理人委任者

(イ) ^{ふりがな} 本人の氏名 _____

(ウ) 本人の住所又は居所 _____

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ _____ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他（ _____ ）

様式第2号（第3条関係）

保有個人情報開示請求に係る委任状

（代理人） 住 所 _____
氏 名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- (1) 個人情報の開示請求を行う権限
- (2) 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- (3) 開示決定等の期間を延長した旨の通知を受ける権限
- (4) 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- (5) 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- (6) 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限

年 月 日

（委任者） 住 所 _____
氏 名 _____ 印
連絡先電話番号 () ー _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- (1) 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第3号（第4条関係）

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

大川広域行政組合
管理者

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報（
-
- 全部開示
-
- 部分開示 ）

--

- 2 不開示とした部分とその理由（部分開示の場合）

--

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

--

- 4 開示の実施方法

<p>(1) 開示の実施方法</p> <p>(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 年 月から 年 月まで（土・日曜、祝祭日を除く。） 時間 _____ 場所 _____</p> <p>(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用 準備に要する日数 _____日 送付に要する費用（見込額） _____円分</p>

事務担当連絡先	電話番号 () _____
---------	----------------

備考	
----	--

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大川広域行政組合を被告として提起することができます。この場合においては、大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。

注 開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、「保有個人情報開示実施方法等申出書」により申し出てください。

様式第4号（第4条関係）

保有個人情報不開示決定通知書

第 年 月 日
 号

様

大川広域行政組合
 管理者

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示しないこととした理由	
事務担当連絡先	電話番号 () —
備 考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大川広域行政組合を被告として提起することができます。この場合においては、大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。

様式第5号（第5条関係）

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

大川広域行政組合
管理者

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日
開示決定等期限	年 月 日（ ）
延長の理由	
事務担当連絡先	電話番号（ ） —
備 考	

様式第6号（第6条関係）

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

大川広域行政組合
管理者

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第84条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長しましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第84条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日（ ） （ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、上記期限までに開示決定を行う予定です。）
事務担当連絡先	電話番号（ ） —
備 考	

様式第7号（第7条関係）

保有個人情報開示請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

大川広域行政組合
管理者

年 月 日付けの保有個人情報の開示請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移 送 し た 日	年 月 日 ()
移 送 の 理 由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等の名称) (連絡先) 担当部署名 所在地 電話番号 () —
事務担当連絡先	電話番号 () —
備 考	

様式第8号（第8条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第1項）

第 年 月 日
 号

様

大川広域行政組合
 管理者

年 月 日付けであなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、次のとおり照会します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出期限までに提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日（ ）
開示請求に係る保有個人情報に含まれるあなた（貴 ）に関する情報の内容	
意見書の提出先（事務担当連絡先）	電話番号（ ） —
意見書の提出期限	年 月 日（ ）
備 考	

様式第9号（第8条関係）

保有個人情報の開示に係る意見照会書（法第86条第2項）

第 号
年 月 日

様

大川広域行政組合
管理者

年 月 日付けであなた（貴 ）に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定により、次のとおり照会します。

つきましては、当該保有個人情報を開示することについて御意見があるときは、別紙「保有個人情報の開示に係る意見書」を提出期限までに提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日（ ）
法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれるあなた（貴 ）に関する情報の内容	
意見書の提出先 (事務担当連絡先)	電話番号（ ） —
意見書の提出期限	年 月 日（ ）
備 考	

様式第10号（第8条関係）

保有個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

大川広域行政組合管理者 殿
(大川広域消防本部消防長 殿)

(〒 -)

住 所
フリガナ
氏 名

電話番号 () —

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付けで照会のあったことについて、次のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示に関しての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）がある具体的理由
連 絡 先	電話番号 () —

注1 「開示に関しての意見」欄は、保有個人情報を開示されることについて「支障がない」場合、「支障がある」場合のいずれか該当する□に✓点を記入してください。

また、「支障がある」を選択された場合には、(1) 支障がある部分、(2) 支障がある具体的理由について記載してください。

2 「連絡先」欄は、この意見書の内容について、内容の確認等をする場合がありますので、確実に連絡が取れる電話番号等を記載してください。

様式第11号（第8条関係）

保有個人情報開示通知書

第 年 月 日 号

様

大川広域行政組合
管理者

あなた（貴 ）から 年 月 日付けで提出のありました「保有個人情報の開示に係る意見書」による保有個人情報については、次のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示を決定した日	年 月 日（ ）
開示を実施する日	年 月 日（ ）
事務担当連絡先	電話番号（ ） —
備 考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大川広域行政組合を被告として提起することができます。この場合においては、大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。

様式第12号（第10条関係）

保有個人情報開示実施方法等申出書

年 月 日

大川広域行政組合管理者 殿
(大川広域消防本部消防長 殿)

(〒 -)

住 所
フリガナ
氏 名

電話番号 () -

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

受付番号	
日 付	

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等		
実 施 の 方 法	閲覧	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	写しの交付 (用紙)	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()
	写しの交付 (光ディスク等)	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部 ()

3 開示の実施希望日等

開示の実施を希望する日	年 月 日 () 午前・午後 時 分
「写しの送付」の希望の有無	<input type="checkbox"/> 有 (同封する郵便切手の額 円) <input type="checkbox"/> 無
申出書提出先 (事務担当連絡先)	電話番号 () -
備 考	

様式第13号（第12条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

大川広域行政組合管理者 殿
(大川広域消防本部消防長 殿)

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求する保有個人情報

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 文書日付： 年 月 日
	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨)
	(理由)

2 本人確認等

ア 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※請求書を送付して請求をする場合には、併せて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合のみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (イ) ^{ふりがな} 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
オ 任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第14号（第13条関係）

保有個人情報訂正請求に係る委任状

（代理人） 住 所 _____
氏 名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- (1) 個人情報の訂正請求を行う権限
- (2) 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- (3) 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- (4) 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- (5) 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

（委任者） 住 所 _____
氏 名 _____ 印
連絡先電話番号 () — _____

（注） 以下のいずれかの措置をとってください。

- (1) 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限り）を添付する。
- (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第15号（第14条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

大川広域行政組合
管理者

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定しましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
事務担当連絡先	電話番号 () —
備 考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大川広域行政組合を被告として提起することができます。この場合においては、大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。

様式第16号（第14条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

大川広域行政組合
管理者

年 月 日付けで訂正請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をいたしましたので、次のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	
事務担当連絡先	電話番号 () —
備 考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大川広域行政組合を被告として提起することができます。この場合においては、大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。

様式第17号（第15条関係）

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

大川広域行政組合
管理者

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日
訂正決定等期限	年 月 日（ ）
延長の理由	
事務担当連絡先	電話番号（ ） —
備 考	

様式第18号（第16条関係）

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

大川広域行政組合
管理者

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等内容	
法第95条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日（ ）
事務担当連絡先	電話番号（ ） —
備 考	

様式第19号（第17条関係）

保有個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

大川広域行政組合
管理者

年 月 日付けの保有個人情報の訂正請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送した日	年 月 日 ()
移送した理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等の名称) (連絡先) 担当部署名 所在地 電話番号 () —
事務担当連絡先	電話番号 () —
備 考	

様式第20号（第18条関係）

保有個人情報訂正通知書

第 号
年 月 日

様

大川広域行政組合
管理者

年 月 日付け 第 号で提供した保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第92条の規定により訂正を実施しましたので、同法第97条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
訂正の実施をした日	年 月 日 ()
事務担当連絡先	電話番号 () —
備 考	

様式第21号（第19条関係）

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

大川広域行政組合管理者 殿
(大川広域消防本部消防長 殿)

(ふりがな)

氏名 _____

住所又は居所

〒 _____ TEL () _____

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止を請求する保有個人情報の内容等

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 文書日付： 年 月 日
	開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

2 本人確認等

ア 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※請求書を送付して請求をする場合には、併せて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等 (法定代理人又は任意代理人が請求する場合のみ記載してください。) (ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (イ) ^{ふりがな} 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
オ 任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

様式第22号（第20条関係）

保有個人情報利用停止に係る委任状

(代理人) 住 所 _____
氏 名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- (1) 個人情報の利用停止請求を行う権限
- (2) 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- (3) 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- (4) 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住 所 _____
氏 名 _____ 印
連絡先電話番号 () ー _____

(注) 以下のいずれかの措置をとってください。

- (1) 委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。
- (2) 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。

様式第23号（第21条関係）

保有個人情報利用停止決定通知書

第 号
年 月 日

様

大川広域行政組合
管理者

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止することと決定しましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
事務担当連絡先	電話番号 () —
備 考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大川広域行政組合を被告として提起することができます。この場合においては、大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。

様式第24号（第21条関係）

保有個人情報不訂正決定通知書

第 号
年 月 日

様

大川広域行政組合
管理者

年 月 日付けで利用停止請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止しないことと決定しましたので、次のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	
事務担当連絡先	電話番号 () —
備 考	

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大川広域行政組合管理者に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、これに対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、大川広域行政組合を被告として提起することができます。この場合においては、大川広域行政組合管理者が被告の代表者となります。

様式第25号（第22条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

大川広域行政組合
管理者

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長しましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日
利用停止決定等期限	年 月 日（ ）
延長の理由	
事務担当連絡先	電話番号（ ） —
備 考	

様式第26号（第23条関係）

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

大川広域行政組合
管理者

年 月 日付けの保有個人情報の利用停止請求については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第103条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日 ()
事務担当連絡先	電話番号 () —
備 考	